石島会計メモ

２０２６年１０月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

ふるさと納税の経費率引き下げ

ふるさと納税とは

ふるさと納税は、地方自治体に寄付すると、一定の上限まで、寄付額から2,000 円を差し引いた金額について所得税・住民税が軽減される制度です。寄付した自治体の返礼品を受け取れることも魅力となり、広く利用されるようになりました。平成 20 年度に 81 億円だった寄付金受入額は、令和 7 年度には 1 兆 3,314 億円にまで拡大しています。

一方、自治体間で寄付を募る競争が過熱し、返礼品や募集費用に多額の資金が使われることが問題となりました。そのため、総務省は返礼品や募集費用に関する基準を設け、制度の見直しを進めています。

そのひとつが、2026 年 10 月から始まった経費率の上限の引き下げです。

経費率とは

寄付を受け入れるにも、経費がかかります。返礼品を調達する費用のほか、返礼品等を送付する費用、寄付を募るための広報も必要となります。

ふるさと納税は「ふるさとチョイス」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」等の専用サイトから寄付を行う人が多いかと思いますが、寄付金 1 兆 3,314 億円のうち、これらのポータルサイト経由が 1 兆 2,947 億円と、実に 97.2%にのぼります。これらの運営会社に支払う事務費等も経費に含まれます。

寄付金受入額に対する経費の割合が経費率となります。従来は、50%以下とするルールが設けられていました。2026 年 10 月からは、

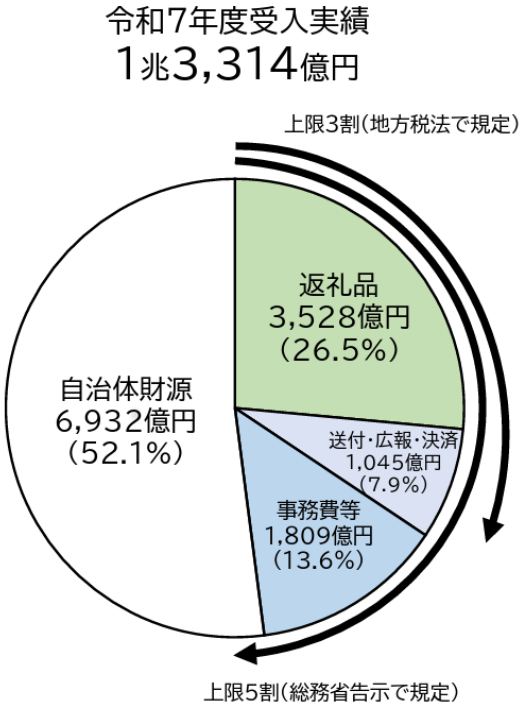

自治体が活用できる財源をより多く確保するため、経費率の上限が 47.5%に引き下げられました。これに対応するためには、手数料などの経費削減もありますが、同じ返礼品を受け取るために必要な寄付額が引き上げられたり、返礼品の内容が見直されたりする可能性もあります。

その後も経費率は段階的に引き下げられ、2027 年 10 月からは 45%以下、2028 年 10 月からは 42.5%以下、2029 年 10 月からは 40%以下とする方針が打ち出されています。最終的には、寄付金の 60%以上を自治体が事業に活用できるようにすることになりますが、ふるさと納税する側にとっては逆風といえるかもしれません。

住民税控除額にも上限が追加

ふるさと納税には、実質負担を 2,000 円に抑えられる寄付額の上限があります。この上限は一般に所得が高いほど多くなる仕組みです。

従来も、住民税の特例控除額には「住民税所得割額の 20%」という上限がありましたが、2027 年（令和 9 年）1 月以後の寄付分からは、これに加えて 193 万円という定額の上限が設けられ、いずれか低い金額が限度となります。

193 万円は寄付額そのものの上限ではなく、おおむね給与収入が 1 億円超の高所得者が制限を受けるイメージとなります。給与収入が 1 億円以下のような場合であればこれまで通りですので、影響は一部の人に限られます。

受入額と住民税控除額の地域差

都道府県別でみると、ふるさと納税の受入額が最も大きいのは、北海道となっています。受入総額 1 兆 3,314 億円のうち、1,887 億円を占めトップです。2 位が宮崎県の 624 億円となりますからダントツです。

一方、住民税の控除額（ふるさと納税を行った側）で最も大きかったのは、東京都で 2,350 億円です。2 位が神奈川県 985 億円、3 位大阪府 749 億円ですから、こちらも大きな差が開いています。

このように、ふるさと納税を行う（住民税の控除を受ける）側と受け入れ側で差があるなどして賛否両論ではありますが、法律に基づく制度ではありますので、変更点をおさえながら利用するようにしましょう。